第49号議案

平成29年度教育費12月補正予算に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 0 日 教育長 大津 秀明

提案理由

平成29年度教育費12月補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、市長から意見を求められたものである。

平成29年度教育費12月補正予算に係る意見の申出について

平成29年度教育費12月補正予算について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第1表 歲入歳出予算補正(抜粋)

黎田

禁		严	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111
			田十	田十	千円
			14, 768, 590	23, 488	14, 792, 078
	1 教育総務費	一	1, 729, 607	3, 190	1, 732, 797
	2 小学校費		3, 193, 343	14, 131	3, 207, 474
10 教育費	3 中学校費		1, 574, 864	1, 926	1, 576, 790
	5 高等学校費	一	1, 406, 272	9, 052	1, 415, 324
	6 社会教育費	一	3, 581, 766	△ 4,479	3, 577, 287
	7 保健体育費	- 単	3, 069, 048	△ 332	3, 068, 716
入 (# 十 · / · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1				

「2 小学校費」のうち、12,400千円が就学援助費による補正額(1,731千円は人件費の補正額) 「7 保健体育費」のうち、4,629千円が(公財)久留米市体育協会補助金による補正額(△4,961千円は人件費の補正額) 上記は、事業費のほか、人件費の補正を含む *******

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事	留 解	限度額	
小学校外国語指導助手派遣委託料	平成30年度から平成32年度まで		卡円 108, 334
中学校外国語指導助手派遣委託料	平成30年度から平成32年度まで		98, 580
人 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学	平成30年度から平成32年度まで		83, 697

教育部 No.1

平成29年度	当初予算額	497,820		
徐		12,400千円	護) (単位:人) (単位:人) (単位:人) (12,400千円 (12,400千円 (14,019) (12,121 (12,1304) (12,140) (12,140) (12,135) (12,136) (12,136) (12,136) (12,136) (13,141) (114,532 (12,132) (12,132) (12,132) (12,132) (13,13	
本		12,400 ◎就学援助費	 ・就学援助認定者数(要保護+準要保護) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
計	一般財源 千円	12,400		
Æ	その他 F 用			
財源	出金 地方債 キ円 キ用			
子算要求額	国県支出金 千円 千円	12,400		
要求事項予算		就学援助費 1		

平成29度 当初予算額 ^{+円}	(小)15,241 (中)39,192		
容	小・中学校外国語指導助手(ALT)活用事業 [債務負担行為設定] 現行の外国語指導助手配置事業業務委託契約は、平成27年度から29年度	またいのよった。	10時間 28時間
长	「)活用事業 等務委託契約は、	(2 中に来 4 速た及び染がを 2 2 2 2 4 2 4 2 2 2 4 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 4 2 2 4 2 4 2 2 4 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 2 2 4 2 2 2 2 2 2 2 4 2	35時間70時間
*	導助手(AL : 手配置事業業		35時間 70時間 校は変更なし
一	◎小・中学校外国語指導助手(ALT)活用事業 現行の外国語指導助手配置事業業務委託契約 よったのが開会すること。	またい34年 (1) (1) (2017年)	小学校(3·4年生) 35時間 小学校(5·6年生) 70時間 ●H30年度以降む中学校は変更なし
訳 - 般 財 源 - 千円			
内 債 そ の 他 円 キ田			
財 源 県支出金 地 方 債 千円 千円		及定 派遣委託料 2年度 334千円 914千円 914千円	
予算要求額 国県支 千円		日行為の記 部指導助手 30年度~3. 学校 108, 学校 108, 原 : 206,	
要求事項	小·中学校外国語指 導助手(ALT) 活用事業	○ 債務負担行。 - 名称: 外国語指導	

平成29度	当初予算額 _{千円}	26,069	
		【債務負担行為設定】 託料)	導派) が必要な 記念、安定的な事 'るもの。 '3もの。 '3もの。 '3もの。 '3もので 開始前の準備業 日為を設定するも 27,899千円 27,899千円 27,899千円 83,697千円
	你	【債務: (遺委託料)	四号1・経管栄養・ 1年度から業務委 2とり事業を実施す より事業を実施す での受付状がが、 新年度の事業制 電護師配置数 11名 11名 11名 限度額合計
	区	膏護師 派	が が が が が が が が が が が が が が
	強 米	業 学校における	英では、医療的、 実施するため、3 まで、単年度契約 るため、3カ年契約 2生にかかる就学 で担握された、12 18名 18名 18名 18名
	HTM.	◎医療的ケア対応事業 (久留米特別支援学校における看護師派遣委託料)	人留米特別支援学校では、医療的ケア(吸引・経管栄養・導尿)が必要な 児童生徒に医行為を実施するため、平成21年度から業務委託により看護師 を配置している。これまで、単年度契約で実施してきたが、今後、安定的な事業実施体制を担保するため、3カ年契約により事業を実施するもの。 また、来年度新入学生にかかる就学相談での受付状況から、医療的ケアが必要な児童数などが一定把握されたことや、新年度の事業開始前の準備業務等に2か月程度要することから、12月補正にて債務負担行為を設定するもの。 【債務負担行為の内訳】 【債務負担行為の内訳】 「成務負担行為を設定するもの。 「の平成30年度 18名 11名 27,899千円 「○平成32年度 18名 11名 27,899千円
2	般 財源		
内訳	の 他 一般 干田		
源	· 債 そ +円		# 程 日 日 例
<i>K</i>	出 石 石		五 七 七 七
財	国県支出金子		に (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
	予算要求額 ^{+円}		 ○債務負担行為の設定 ・名称:看護師派遣委託料 ・期間:平成30年度~32年度 ・限度額:83,697千円 (財源内訳) 〇国庫補助金:22,317千円 (教育支援体制整備事業費補助金 〇一般財源:61,380千円
	水 車 型	医療的ケア対応事業	○ (中華) (中華) (中華) (中華) (中華) (中華) (中華) (中華)
	翢	聚 多	

市民文化部 No.1

平成29年度 当初予算額	43,983
要	 ⑥人件費の増額 (公財) 久留米市体育協会補助金のうち、嘱託職員1名分の人件費を要求するもの。 ・基本給 274,200円×12月 = 3,290,400円 ・賞与 274,200円×2.25月 = 616,950円 ・適動手当 87.940円 ・社会保険料等 633,324円
財 源 内 訳 1金 地方債 その他 一般財源	→ 中
予算要求額 国県支出金	4,629
要求事項	(公財) 久留 (公財) 久留米市 ((公財) 久留米市 (公財) 人留米市

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日) (法律第百六十二号)

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他 地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

~ 省略 ~

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その 他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

~ 以下、省略 ~

第50号議案

財産(柔道畳)の取得に関する議案に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 0 日

教育長 大津 秀明

提案理由

財産(柔道畳)の取得に関する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

財産 (柔道畳)の取得に関する議案に係る意見の申出について

財産(柔道畳)の取得に関する議案について、別紙のとおり市議会に 提出することに同意する。

第 号議案

財産(柔道畳)の取得について

上記の議案を提出する。

提案理由

(仮称) 久留米スポーツセンター体育館のメインアリーナにおいて、 武道競技を実施する際に使用する柔道畳を取得しようとするものである。

財産(柔道畳)の取得について

次のとおり財産を取得する。

1 取得する財産

柔道畳 902枚

2 取得予定価格

3,567万3,739円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額264万2,499円)

3 取得年度

平成29年度

4 支払方法

一時払(平成29年度)

財産(柔道畳)の取得に関する議案について

1 趣旨

(仮称) 久留米スポーツセンター体育館のメインアリーナにおいて、武道競技を実施する際に使用する柔道畳を取得しようとするにあたり、財産の取得に関する議案を提出するもの。

2 取得する財産の内容

(1) 仕様

国際柔道連盟公認畳

- (2) 数量
 - 902枚(国際基準柔道場8面分+予備32枚)
- (3) 理由

(仮称) 久留米スポーツセンター体育館のメインアリーナは、固定観覧席 3,000席を有し、国際基準の広さで8面の柔道場が確保できる規模であ るため、国際大会の開催に対応できるよう備品の整備を行うこととする。

3 根拠法令

取得財産の予定価格が 2,000 万円を超過するため、下記条例により議会にかけるものである。

市条例第6号(抜粋)

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」 (議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条

地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

第51号議案

篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約の一部を変 更する契約締結に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

平成29年11月20日 教育長 大津 秀明

提案理由

篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約の一部を変更する契約締結について、市長が市議会の議決を求めるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、市長から意見を求められたものである。

篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約の一部を変更 する契約締結に係る意見の申出について

篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約の一部を変更する契約締結について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約の一部を変更 する契約締結について

上記の議案を提出する。

提案理由

篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事執行に当たり、契約金額を変更する必要が生じたため、平成28年9月20日に議決した「篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約」の一部を変更する契約を締結しようとするものである。

篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約の一部を変更 する契約締結について

平成28年9月20日に議決した「篠山小学校校舎・屋内運動場改築 工事請負契約」の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

契約金額「17億9,604万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億3,304万円)」を「17億9,893万1,160円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億3,325万4,160円)」に変更する。

教育委員会説明資料 平成29年11月20日 教育部 学校施設課

変更契約議案について

1. 変更理由

平成29年3月の労務費等の単価改定により工事費を積算したところ、工事請負契約書に定めるインフレスライド条項に該当するため、工事請負契約書第25条第6項に基づき、労務費等の価格変動を反映した請負代金額に変更するものです。

※篠山小学校校舎·屋内運動場改築事業

(金額:円)

[工種] 請負業者	契約金額(A)	変更増額(B)	変更請負契約 予定額(A) + (B)	契約工期
[建築工事] 小林・東建・福島 特定建設工事共同企業体	1, 796, 040, 000	2, 891, 160	1, 798, 931, 160	平成 28 年 9 月 21 日~ 平成 31 年 2 月 7 日
[電気設備工事] 九電工・田中電業 特定建設工事共同企業体	273, 240, 000	3, 497, 040	276, 737, 040	平成28年9月21日~ 平成31年2月7日
[機械設備工事] 朝日・古賀 特定建設工事共同企業体	221, 346, 000	2, 544, 480	223, 890, 480	平成 28 年 9 月 21 日~ 平成 31 年 2 月 7 日
計	2, 290, 626, 000	8, 932, 680	2, 299, 558, 680	

※屏水中学校校舎改築事業

(金額:円)

[工種] 請負業者	契約金額(A)	変更増額(B)	変更請負契約 予定額(A) + (B)	契約工期
[建築工事] 大和・三ツ矢・ ティー・ツー 特定建設工事共同企業体	1, 023, 624, 000	1, 307, 880	1, 024, 931, 880	平成 27 年 6 月 24 日~ 平成 30 年 2 月 27 日

2. 工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション またはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、 前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

※スライド変更額については、国土交通省並びに市の運用マニュアルにより算定。

ただし、以下の条件にあてはまる工事が対象。

▽平成29年3月8日より前に契約を締結した工事

▽残工期2カ月以上

▽残工事に対する変動前後の差額が1.0%超 の3点です。

【参考】主な公共工事設計労務単価(福岡県、久留米市)

(対前年上昇率)

職種	平成27年2月	平成28年2月	平成29年3月
とびエ	19,000 円	20, 200 円 (+6. 3%)	21,000 円(+4.0%)
普通作業員	16, 200 円	17, 300 円 (+6. 8%)	17,600 円 (+1.7%)
鉄筋工	18, 300 円	19,500 円 (+6.6%)	20,300 円(+4.1%)
型枠工	18, 300 円	19,500 円 (+6.6%)	20,300 円(+4.1%)
鉄骨工	16,500 円	17,600 円 (+6.7%)	18,900 円(+7.4%)
内装工	18,400 円	19,600 円 (+6.5%)	20,400 円(+4.1%)
電工	17,400 円	17,700 円 (+1.7%)	18,400 円(+4.0%)
配管工	16, 400 円	16,600 円 (+1.2%)	17, 200 円(+3. 6%)
設備機械工	17,700 円	18,600 円 (+5.1%)	19,700 円(+5.9%)

【参考】主な資材単価(福岡県、久留米市)

(対前年上昇率)

資材名	平成28年4月	平成29年4月
鉄 筋	48,000 円/ t	59,500円/t (+24%)
鉄 骨	70,500 円/ t	76,500円/t(+9%)
型枠	1,475円/枚	1,360円/枚(-8%)

【参考】インフレスライドの概要

	スライド変更額
	残工事の100分の1に相当する金額
請負額(施工済みの出来高)	請負額(残工事分)
	← 残工期2ヶ月以上 →
契約日●基準	集日

スライド調書

工 事 名 篠!	山小学村	交校舎・屋内運動場改	(築工事
≇名什么妬	1,663,000,000 (税抜き)		
請負代金額		1, 796, 040, 000	(税込み)
工期	自	平成28年9月21日	
工	至	平成31年2月7日	
基準日		平成29年4月4日	
① 出来高額		138, 433, 000	(税抜き)
② 残工事額(P1)		1, 524, 567, 000	(税抜き)
③ 変更残工事額(Р 2)		1, 542, 490, 000	(税抜き)
受注者負担スライド額 ④ (② × 1/100) (千円未満切り上げ)		15, 246, 000	(税抜き)
⑤ スライド額(S)		2, 677, 000	(税抜き)
変動後の請負代金額		1, 665, 677, 000	(税抜き)
(① + ② + ⑤)		1, 798, 931, 160	(税込み)

第52号議案

篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約の一部を 変更する契約締結に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

平成29年11月20日 教育長 大津 秀明

提案理由

篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約の一部を変更する契約締結について、市長が市議会の議決を求めるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、市長から意見を求められたものである。

篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約の一部を変更する契約締結に係る意見の申出について

篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約の一部を変更する契約締結について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約の一部を変更する契約締結について

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 月 日 久留米市長 楢 原 利 則

提案理由

篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事執行に当たり、契約金額を変更する必要が生じたため、平成28年9月20日に議決した「篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約」の一部を変更する契約を締結しようとするものである。

篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約の一部を変更する契約締結について

平成28年9月20日に議決した「篠山小学校校舎・屋内運動場改築 電気設備工事請負契約」の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

契約金額「2億7,324万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,024万円)」を「2億7,673万7,040円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,049万9,040円)」に変更する。

スライド調書

工事名篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事				
÷ 4.1\		253, 000, 000	(税抜き)	
請負代金額		273, 240, 000	(税込み)	
	自	平成28年9月21日		
工 期	至	平成31年2月7日		
基準日		平成29年5月15日		
① 出来高額		4, 989, 000	(税抜き)	
② 残工事額(P1)		248, 011, 000	(税抜き)	
③ 変更残工事額(P2)	ı	253, 730, 000	(税抜き)	
受注者負担スライド額 ④ (② × 1/100) (千円未満切り上げ)		2, 481, 000	(税抜き)	
⑤ スライド額(S)		3, 238, 000	(税抜き)	
変動後の請負代金額		256, 238, 000	(税抜き)	
(1) + 2) + 5)		276, 737, 040	(税込み)	

第53号議案

篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約の 一部を変更する契約締結に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

平成29年11月20日 教育長 大津 秀明

提案理由

篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約の一部を変更する契約締結について、市長が市議会の議決を求めるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、市長から意見を求められたものである。

篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約の一部を変更する契約締結に係る意見の申出について

篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約の一部を変更する契約締結について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約の一部を変更する契約締結について

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 月 日 久留米市長 楢 原 利 則

提案理由

篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事執行に当たり、契約金額を変更する必要が生じたため、平成28年9月20日に議決した「篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約」の一部を変更する契約を締結しようとするものである。

篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約の一部を変更する契約締結について

平成28年9月20日に議決した「篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約」の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

契約金額「2億2, 134万6, 000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1, 639万6, 000円)」を「2億2, 389万480円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1, 658万4, 480円)」に変更する。

スライド調書

工事名篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事				
建	204, 950, 000 (税抜き)			
請負代金額		221, 346, 000	(税込み)	
工期	自	平成28年9月21日		
工	至	平成31年2月7日		
基準日		平成29年5月15日		
① 出来高額		4, 609, 000	(税抜き)	
② 残工事額(P1)		200, 341, 000	(税抜き)	
③ 変更残工事額(P2)		204, 701, 000	(税抜き)	
受注者負担スライド額 ④ (② × 1/100) (千円未満切り上げ)		2, 004, 000	(税抜き)	
⑤ スライド額(S)		2, 356, 000	(税抜き)	
変動後の請負代金額		207, 306, 000	(税抜き)	
((1) + (2) + (5))		223, 890, 480	(税込み)	

第54号議案

屏水中学校校舎改築工事請負契約の一部を変更する契約締結に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

平成29年11月20日 教育長 大津 秀明

提案理由

展水中学校校舎改築工事請負契約の一部を変更する契約締結について、 市長が市議会の議決を求めるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に 関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、市長 から意見を求められたものである。 屏水中学校校舎改築工事請負契約の一部を変更する契約締結 に係る意見の申出について

展水中学校校舎改築工事請負契約の一部を変更する契約締結について、 別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

屏水中学校校舎改築工事請負契約の一部を変更する契約締結 について

上記の議案を提出する。

提案理由

屏水中学校校舎改築工事執行に当たり、契約金額を変更する必要が生じたため、平成27年6月23日に議決した「屏水中学校校舎改築工事請負契約」の一部を変更する契約を締結しようとするものである。

屏水中学校校舎改築工事請負契約の一部を変更する契約締結 について

平成27年6月23日に議決した「屏水中学校校舎改築工事請負契約」の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

契約金額「10億2,362万4,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額7,582万4,000円)」を「10億2,493万1,880円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額7,592万880円)」に変更する。

スライド調書

工事名	屏/	水中学校校舎改築工事	
		947, 800, 000	(税抜き)
請負代金額		1, 023, 624, 000	(税込み)
一 #1	自	平成27年6月24日	
工期	至	平成30年2月27日	
基準日		平成29年5月31日	
① 出来高額		621, 602, 000	(税抜き)
② 残工事額(P1)		326, 198, 000	(税抜き)
③ 変更残工事額(P 2)		330, 671, 000	(税抜き)
受注者負担スライド額 ④ (② × 1/100) (千円未満切り上げ)		3, 262, 000	(税抜き)
⑤ スライド額(S)		1, 211, 000	(税抜き)
変動後の請負代金額		949, 011, 000	(税抜き)
(① + ② + ⑤)		1, 024, 931, 880	(税込み)

第55号議案

平成30年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び平成30年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項について

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 0 日 教育長 大津 秀明

提案理由

平成30年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び平成30年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項を定めようとするものである。

平成30年度 久留米市立久留米特別支援学校

高 等 部 入 学 者 選 考 要 項

第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、入学を希望する者について、その障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、志願者の在学又は卒業した学校の校長(以下「出身学校長」という。)から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

第2 入学志願手続

1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、久留米市 に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は平成30年3月 卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条に基づき、(1)と同等以上の学力があると認められた者

2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学 科	募集定員
普通科	65人

3 志願書類

(1) 入学願書

入学志願者は、入学願書(久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式)に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書(久留米特別支援学校で定める様式)を作成し、久留 米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする 「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

- (3) 知的障害があることを証明する専門医の診断書等 志願書類提出期間に間に合わない場合は、出身学校長を通じて事前に相談すること。
- (4) その他、久留米特別支援学校長が必要とする書類

4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

5 志願書類提出期間

平成30年1月30日(火)から平成30年2月6日(火)までとする。 受付時間は、午前9時から午後4時(受付締切日は正午)までとする。

(ただし、土曜・日曜・祝日は受け付けない。)

6 志願書類の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。 なお、受検票には、受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

第3 入学者選考

- 1 選考の方法
- (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
- (2) 入学者選考委員会は、選考の手続及び基準を作成するものとする。
- (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判定により合否を決定するものとする。
- 2 検査内容

学力検査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

- 3 検査期日・日程
- (1) 検査期日は、平成30年2月16日(金)とする。
- (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- 4 検査場等
- (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。
- (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。
- 5 検査場責任者

久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

第4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、平成30年3月12日(月)午前9時とする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

第6 二次募集

合格者発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない場合は、原則として二次募集を行 うものとする。

平成30年度 久留米市立久留米特別支援学校 高等部訪問教育入学者選考要項

第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、入学を希望する者について、訪問教育の必要性や障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判断することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、志願者の在学する、又は卒業した学校の校長(以下「出身学校長」という。)から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

第2 入学志願手続

1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、原則と して保護者とともに久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部3年で訪問教育を受けていた者で、平成30年3月卒業見込み の者
- (2) 原則として特別支援学校中学部を平成30年3月卒業見込みの者で、障害の重度・ 重複化により通学して高等部教育を受けることが困難な者
- (3) その他、久留米特別支援学校長が定める資格・要件に基づき、久留米特別支援学校 高等部訪問教育が適当と認められた者
- 2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学 科	募集定員
普通科	6人

- 3 志願書類
- (1) 入学願書

入学志願者は、入学願書(久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式)に必要 事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書(久留米特別支援学校で定める様式)を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

- (3) 知的障害があることを証明する専門医の診断書等 志願書類提出期間に間に合わない場合は、出身学校長を通じて事前に相談すること。
- (4) その他久留米特別支援学校長が必要とする書類

4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

5 志願書類提出期間

平成30年1月30日(火)から平成30年2月6日(火)までとする。 受付時間は、午前9時から午後4時<u>(受付締切日は正午)</u>までとする。

(ただし、土曜・日曜・祝日は受け付けない。)

6 志願書類等の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。 なお、受検票には受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

第3 入学者選考

- 1 選考の方法
- (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
- (2) 入学者選考委員会は、選考の手続き及び基準を作成するものとする。
- (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判断により入学者を決定するものとする。
- 2 検査内容

学力検査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米 特別支援学校長が定めるものとする。

- 3 検査期日・日程
- (1) 検査期日は、平成30年2月13日(火)から平成30年2月16日(金)までの期間内で久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- 4 検査場等
- (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。ただし、志願者の障害の状況等により、必要に応じて家庭や施設等で行うこともできるものとする。
- (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。
- 5 検査場責任者

久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

第4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、平成30年3月12日(月)午前9時とする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

学校教育法施行令 (抜粋)

第2章 視覚障害者等の障害の程度

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね○・三未満のもの又は視力以外の視
	機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても
	通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく
	困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六○デシベル以上のもののう
	ち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが
	不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日
	常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
	2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しない
	もののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆
	記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な
	程度のもの
	2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもの
	のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生
	物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必
	要とする程度のもの
	2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度
	のもの

- 備考 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
 - 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオージオメータによる。

第56号議案

久留米市立学校の主任等の任命について

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 0 日 教育長 大津 秀明

提案理由

主任等の辞任に伴い、後任の主任等を任命しようとするものである。

久留米市立学校の主任等の任命について

久留米市立小中学校等管理規則(昭和32年久留米市教育委員会規則第6号)第1 5条第4項の規定により、下記の者を久留米市立学校の主任等に任命する。

記

学校名	主任の別	氏 名	発令年月日	任期
荒木小学校	学年主任 (3年)	岡田 園美	平成29年 11月21日	平成29年11月21日~ 平成30年3月31日

主任等新旧対照表

学校名	主任等の別	等の別		新		
	職名	氏	名	職名	氏 名	
荒木小	学年主任 (3年)	教諭	太田黒	梢	教諭	岡田・園美

○久留米市立小中学校等管理規則(抜粋)

(教務主任等)

第15条 次の各号に掲げる学校には、特別の事情がある場合を除き、当該各号の表の左欄 に掲げる主任等を置くものとし、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(1) 小学校

左欄	右欄
教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事 項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
学年主任	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項につい て連絡調整及び指導、助言に当たる。
保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

(2) 中学校

左欄	右欄
教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事 項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
学年主任	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項につい て連絡調整及び指導、助言に当たる。
保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
生徒指導主事	校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当 該事項について、連絡調整及び指導、助言に当たる。
進路指導主事	校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及 び指導、助言に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

(3) 特別支援学校 (略)

- 2 学校においては、前項に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を 置くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くと きは、その主任等を置かないことができる。
- 4 第1項に規定する主任等は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から校長の意見を聞いて、 教育委員会が命ずる。
- 5 前項の規定にかかわらず、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭の中から、 司書教諭は当該学校の主幹教諭、指導教諭又は教諭の中から、校長の意見を聞いて、教 育委員会が命ずる。

第57号議案

交通事故による損害賠償の専決処分に関する議案に係る意見 の申出について

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 0 日 教育長 大津 秀明

提案理由

交通事故による損害賠償の専決処分について、地方教育行政の組織及 び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に より、市長から意見を求められたものである。 交通事故による損害賠償の専決処分に関する議案に係る意見の 申出について

交通事故による損害賠償の専決処分について、別紙のとおり市議会 に提出することに同意する。

第 号議案

交通事故による損害賠償の専決処分について

上記の議案を提出する。

提案理由

公務遂行中に発生した交通事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額の決定及び和解の必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分したので報告し、承認を求めるものである。

交通事故による損害賠償の専決処分について

交通事故による損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

専決第13号

交通事故による損害賠償についての専決処分書

公務遂行中に発生した交通事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額の決定及び和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

交通事故による損害賠償について

交通事故による損害賠償について、次のとおり処理する。

1 事故発生日時

平成29年7月5日

午後6時16分頃

2 事故発生場所

久留米市御井朝妻一丁目5番1号北側路上(国道322号線)

3 当事者

甲 教育部学校教育課任期付短時間勤務職員

乙 久留米市 町 番地

4 損害の状況

乙 物的損害 リアバンパー等破損

5 損害賠償の額

市は、乙の指定するところにより損害賠償金として201,500円を支払う。

その内容は、甲の過失100パーセントとして乙の損害201,5 00円を支払うものである。

内訳 車両修繕料 160,000円

代車料 41,500円

計 201,500円

6 損害賠償の方法

一時払

7 和解契約の締結

紛争を将来に残さないため、別紙のとおり和解契約を締結する。

和 解 書

甲 久留米市

久留米市長 楢原利則

(運転者)

久留米市教育部学校教育課

任期付短時間勤務職員

- 乙 久留米市 町 番地
- 1 事故発生日時

平成29年7月5日

午後6時16分頃

2 事故発生場所

久留米市御井朝妻一丁目5番1号北側路上(国道322号線)

- 3 車種及び登録番号
 - 甲 軽貨物自動車 (ダイハツ)

久留米480さ8103

乙 小型乗用自動車()

久留米

4 事故の状況

甲は、公務により車両を運行中、上記路上において渋滞により停車していたところ、誤ってブレーキから足を離したため、甲車両が発進し、前方に停止していた乙車両の後部に追突したもの。

- 5 損害の状況
 - 乙 物的損害 リアバンパー等破損

上記の事故(人的損害に係る部分を除く。)については、次のとおり和解し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申立てをしないことを確約する。

甲は、乙の指定するところにより損害賠償金として201,500 円を支払う。

その内容は、甲の過失100パーセントとして、乙の損害201, 500円を支払うものである。

内訳 車両修繕料 160,000円

代車料 41,500円

計 201,500円

甲 久留米市

久留米市長 楢 原 利 則

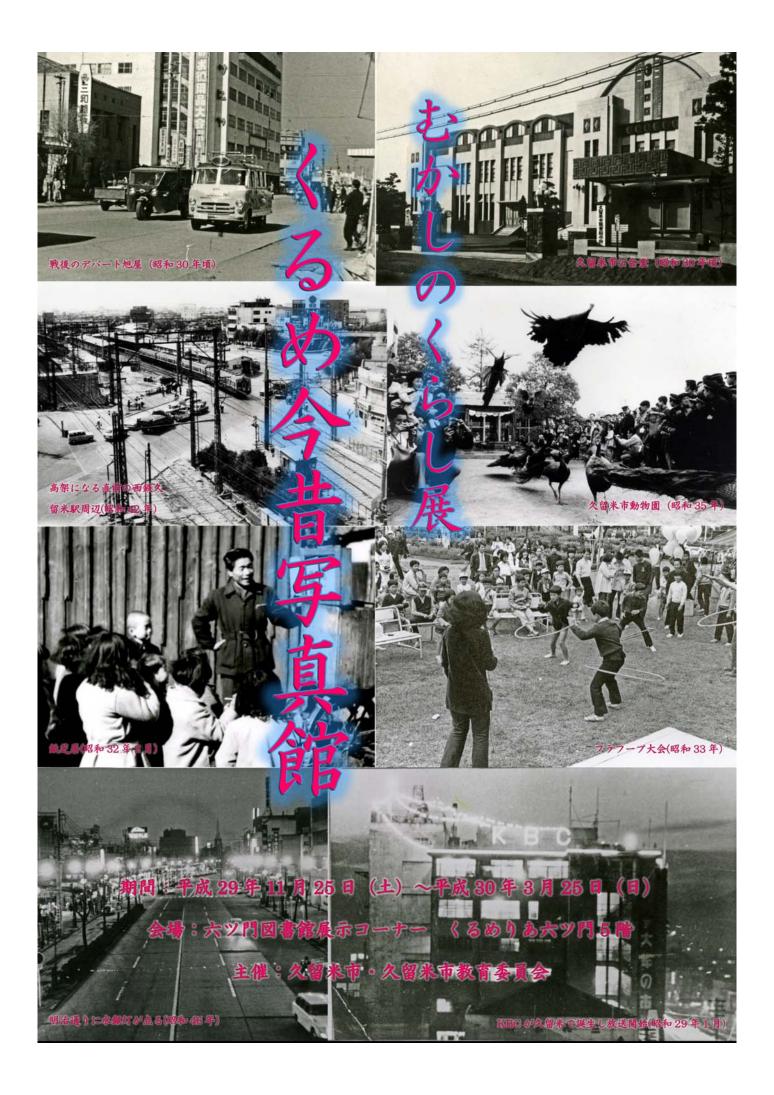
乙 久留米市 町 番地

教育委員会後援事業等に関する報告

H29.10.12からH29.11.12 受付分まで ※区分の★は新規に申請があったもの

		± 444. 54	2 M + 5	※区分の★は新規に		
No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成29年12月9日(土) 12:30~17:00	第27回九州沖縄地区高専 フォーラム	久留米工業高等専門学 校	久留米シティプラザ	後援	学校教育課
2	平成29年12月17日(日) 10:20~16:00	中高生ICTサミット	福岡県青少年育成課	久留米シティプラザ	後援	学校教育課
3	平成30年3月9日(金) ~10日(土) 10:00~17:00	お仕事スタジアム2018	学校法人麻生塾	福岡国際会議場	後援	学校教育課
4	平成29年12月27日(水) ~28日(木) 9:00~17:00	ライオンズクエスト ワーク ショップ	久留米ライオンズクラブ	合川校区コミュニティ センター	後援	学校教育課
5	平成29年12月2日(土) 15:00~16:30	平成29年度(第64回)福 岡県小児保健研究会·母子 保健研修会	福岡県小児保健研究会	久留米市役所2階 く るみホール	後援	学校教育課
6	平成30年3月25日(日) ~4月10日(火)	2018春 小·中学生 「English CAMP in 能古島」 「Spring Camp in 能古島」	能古島青少年育成協会	福岡市能古島内(の このしまアイランド パーク等)	後援	学校教育課
7	平成30年8月5日(日) ~8月12日(日)	2018夏 小・中学生チャレ ンジ留学「English CAMP in GUAM」	能古島青少年育成協会	アメリカ合衆国グアム島	後援	学校教育課
8	平成29年11月9日(木) 10:00~12:30	平成29年度 久留米地区 私立幼稚園PTA連合会研 修会	久留米地区私立幼稚園 PTA連合会	久留米シティプラザ 久留米座	後援	生涯学習推 進課
9	平成29年11月23日(祝) ~12月24日(日) 各10:00~17:00	久留米市美術館開館1周 年記念事業 石橋文化センター「アート・ フェスティバル」	公益財団法人久留米文 化振興会	石橋文化センター全域	後援	生涯学習推 進課
10	平成29年11月25日(土) ~26日(日) 9:00~17:00	第28回九州さつき盆栽展	九州さつき愛好会	久留米リサーチパー ク	後援	生涯学習推 進課
11	平成29年12月1日(金) ~3日(日)	第27回日本盆栽青樹展	日本盆栽青樹展組織委員会	久留米リサーチパー ク	後援	生涯学習推 進課
12	平成29年12月10日(日) 15:00~18:00	久留米工業大学吹奏楽団 第2回定期演奏会	久留米工業大学吹奏楽 団	久留米シティプラザ 3階 久留米座	後援★	生涯学習推 進課
13	平成30年1月6日(土) ~7日(日) 10:00~17:00	第53回全九州新春書道展	福岡書道会	久留米市美術館	後援	生涯学習推 進課
14	平成30年1月14日(日) 13:30開演予定	第46回市民ブラスコン サート ニューイヤー・バン ド・フェスティバル	公益財団法人久留米文 化振興会	石橋文化ホール	共催	生涯学習推 進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
15	平成30年1月19日(金) 19:00~20:30	コンセール・エクラタン福岡 古楽シリーズVol.7 華麗なるバロック・フルート とバリトンの調べ 〜オリジナル楽器で紡ぐ J.S.バッハとその時代の作 曲家たち〜	一般社団法人 九州音 楽文化振興会	日本福音ルーテル久 留米協会	後援	生涯学習推 進課
16	平成30年2月25日(日) 12:00~17:00	(特)舞台アート工房・劇列 車 第19回定期公演	特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車	石橋文化センター石 橋文化会館小ホール	後援	生涯学習推 進課
17	平成30年2月18日(日) 14:00~14:30	「こころのコンサートインくる め」	久留米芸術実行委員会	久留米シティプラザ 「久留米座」	後援★	生涯学習推 進課
18	平成30年2月28日(水) ~3月4日(日) 各10:00~15:00	第30回 現代の書展	書友会	久留米市美術館	後援	生涯学習推 進課
19	平成30年3月3日(土) 18:00~20:30	猿田彦男声合唱団 第1回 演奏会	猿田彦男声合唱団	久留米市 石橋文化 センター 共同ホー ル	後援★	生涯学習推 進課
20	平成30年4月8日(日) 13:30~15:30	劇団カッパ座	甘木カッパ友の会	ピーポート甘木(大 ホール)	後援★	生涯学習推 進課
21	平成30年4月15日(日) ~平成31年3月17日(日) 全12回 各10:30~13:00	実践的カウンセリング講座 (基礎)	NPO法人おせっかい工 房咲風里	久留米市民活動セン ター みんくる	後援	生涯学習推 進課
22	平成30年4月30日(月) 13:00~15:00	ぬいぐるみ人形劇「ふたり の王子」	筑後地区カッパ友の会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推 進課
23	平成30年1月13日(土) 13:00~15:30	「New Yesr Concert」	田主丸町文化協会	久留米市田主丸複合 文化施設 そよ風ホー ル	後援	田主丸文化スポーツ課
24	平成30年1月27日(土) 8:40~12:30	第40回久留米市人権·同和 教育研究集会 (第12回久留米市社会人 権·同和教育研究集会)	久留米市人権·同和教育研究協議会	石橋文化センター、 共同ホール、勤労青 少年ホームほか	後援	人権·同和 教育課



動物園。そこに忘れられた風景があると思年代の写真を使って久留米の移り変わり年代の写真を使って久留米の移り変わり年代の写真をします。写真で見る昭和三十年代

記憶というあいまいさの中で記録を頼りにあの日の記憶を 記録を頼りにあの日の記憶を がいてみませんか?

開催期間:平成29年11月25日 (土) ~平成30年3月25日 (日)

休館日 毎週月曜日 (祝日の場合は開館)、第4木曜日、

年末年始 (12月28日~1月4日)

開館時間:午前10時~午後6時

開催会場:六ツ門図書館展示コーナー くるめりあ六ツ門5階

〒830-0031 福岡県久留米市六ツ門町 3-11 電話 0942-27-9281 FAX 0942-27-7281

入場料:無料

います。

交通アクセス:○JR 久留米駅から東へ徒歩約 15 分 ○西鉄久留米駅から西へ徒歩約 10 分

○九州自動車道久留米 IC から西へ約 15 分

○くるめりあ六ツ門地下駐車場 72 台、西側提携駐車場は 2 時間まで無料

各種団体見学のお申し込み・ご相談は下記へご相談ください 六ツ門図書館展示コーナー

電話 0942-27-9281 FAX 0942-27-7281

展示内容に関するお問い合わせは下記へご連絡くださ 久留米市市民文化部文化財保護課

電話 0942-30-9322 FAX 0942-30-9714

e-mail: bunkazai@city.kurume.fukuoka.jp

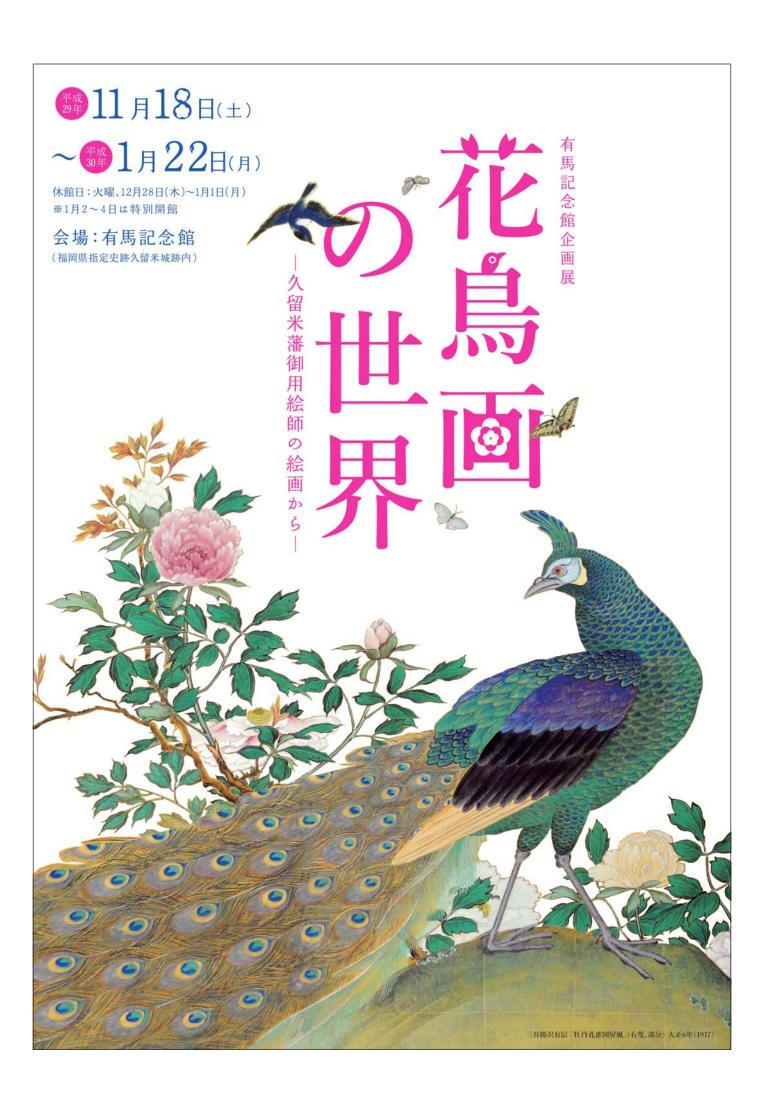




音声コード Uni-Voice 音声コード対応の携帯電話 やスマートフォンで展示会 について音声でご案内



詳細は「Uni-Voice」で検索



有馬記念館企画展

久留米藩御用絵師の絵画から



三谷永雪白信「花図寄書」(部分)享保11年(1726)



作者不詳「鴨図」(部分) 寛延2年(1749)

会期中のイベント

七宝焼(レっぽうやき)の小物作り

七宝焼は、金属の表面に色とりどりの釉薬 (ガラス質)を焼き付けたものです。花鳥画のようにカラフルな小物作りに挑戦しませんか。

平成29年12月17日(日) 午後1時~4時 日時

会場

篠山神社参集殿 (有馬記念館に隣接)

定員

30名

材料費

900~1500円程度

申込方法

平成29年11月27日(月)から文化財保護課で **TEL 0942-30-9323** または

FAX 0942-30-9714 にて受付 ※受付時間 土日祝日を除く 9:00~17:00 ※先着順

江戸時代に久留米藩の御用絵師を務めた三谷家に よる絵画資料から、花鳥画を中心にご紹介します。

花鳥画は、草花や鳥などを組み合わせて描いた絵画 で、屛風絵や襖絵、掛幅などの形で親しまれてきました。 華やかな花鳥画の屛風や掛幅のほか、約5,500点にも 上る粉本(模写や下絵、写生など)から、花鳥画に関す る資料を展示いたします。



三谷永就資信「臨画巻」(部分)

午前10時~午後5時 (入館は午後4時30分まで

火曜日、12月28日(木) ~1月1日(月)

※1月2~4日は特別開館

高校生以上 200円(150円) 小中学生 100円(50円)

※()内は15名以上の団体料金 ※毎週土曜日は高校生以下無料

- ※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受け ている方とその介護者1名は無料(受付で手帳をご提示ください) ○上下階の移動には、車椅子対応のエ
- レベーターがございます。 ○1階の多目的トイレは、車椅子でもご 利用いただけます。

- JR久留米駅から徒歩約15分 ■ 西鉄バス(系統番号8番)乗車「大学 病院」下車、徒歩約5分
- 九州自動車道「久留米インター」から 国道210号をJR久留米駅を目指して 西進、車で約20分



主催:公益財団法人 有馬記念館保存会 共催: 久留米市·久留米市教育委員会



三谷永獨映信「鶴図」江戸時代後期

※掲載資料は全て久留米市教育委員会所蔵 (寄託資料を含む)

お問合せ

公益財団法人 有馬記念館保存会



TEL / FAX 0942-39-8485 http://www.arimakinenkan.or.jp 〒830-0021 福岡県久留米市篠山町444

次回予告

「姫様のひな祭り」

平成30年2月10日(土) ~4月16日(月)

有馬家に伝わるひな人形やミニチュ アサイズのお道具類をひな壇に飾 り、近代の有馬家で飾られていた様 子を再現します。



久留米市立図書館及び視聴覚ライブラリーの特別整理期間に伴う休館日の設定について

(特別整理期間)

- 1. 内容 図書館及び視聴覚ライブラリー資料の蔵書点検のため、毎年定例的に行っている規則上の休館。 市民がいずれかの図書館で利用ができるように館ごとに休館日を設定する。
- 2. 期間 平成30年1月15日(月)~平成30年3月16日(金)の期間

図書館名	期間
北野図書館	平成30年1月15日(月)~1月20日(土)
中央図書館 視聴覚ライブラリー	平成30年1月22日(月) ~2月2日(金)
田主丸図書館	平成30年2月 5日(月) ~2月10日(土)
城島図書館	平成30年2月12日(月)~2月19日(月)
三潴図書館	平成30年2月19日(月) ~2月24日(土)

(参考)

六ツ門図書館	平成30年2月26日(月) ~3月3日(土)
男女平等推進センター 図書情報ステーション	平成30年2月26日(月) ~3月2日(金)
市民センター多目的棟 筑邦図書室	平成30年3月 3日(土) ~3月9日(金)
市民センター多目的棟 耳納図書室	平成30年3月10日(土) ~3月16日(金)
くるるん図書コーナー	休館日設定無

3. 貸出冊数、貸出期間

特別整理期間中は、市内いずれかの図書館利用が可能であるため、システム上の貸出冊数、貸出期間変更は行わない。

4. 市民への周知等

広報くるめ1月1日号掲載・ホームページ掲載 図書館ポスター掲示 ホームページ等での掲載 窓口でのチラシ配布 など ●久留米市立図書館条例施行規則

(休館日)

- 第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 月曜日(中央図書館について、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は除く。)
 - (2) 年末年始(12月28日から1月4日までの日)
 - (3) 館内整理日(毎月第4木曜日)
 - (4) 特別整理期間
- 2 中央図書館長が特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に休館 し、又は開館することができる。この場合において久留米市教育委員会(以下「委員会」という。)は、あら かじめその日時を公示するものとする。
- 3 前項後段の規定は、第1項第4号の期間を定める場合に準用する。

(平18教規則2・平21教規則2・平22教規則12・平23教規則5・一部改正)

●久留米市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則

(休館日)

- 第5条 ライブラリーの休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合 は除く。)
 - (2) 年末年始(12月28日から1月4日までの日)
 - (3) 館内整理日(毎月第4木曜日)
 - (4) 特別整理期間
- 2 館長は、特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に休館又は開館することができる。この場合において教育委員会(以下「委員会」という。)は、あらかじめその日時を公示するものとする。
- 3 前項後段の規定は、第1項第4号の期間を定める場合に準用する。

(昭54教規則1・昭57教規則2・平元教規則4・平2教規則3・一部改正、平17教規則13・旧第4条繰下・一部改正、平18教規則3・平21教規則3・一部改正)

定例教育委員会資料平成29年11月20日教育部学校教育課

平成29年度久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式について

平成29年度の久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式の期日は、 下記のとおりです。

記

平成30年

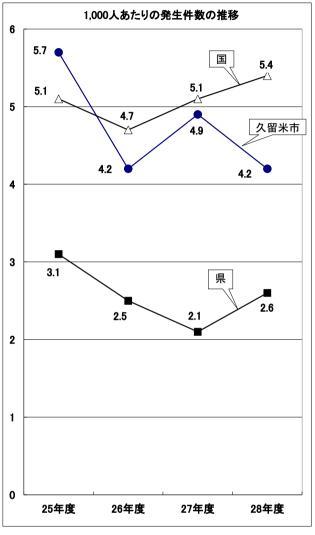
月	日	曜日	学校名等
3	1	木	南筑高等学校
3	2	金	久留米特別支援学校(高等部)
3	3	土	久留米商業高等学校
0	0	-1-	三井中央高等学校
3	1 0	土	中学校
3	1 3	火	久留米特別支援学校(小学部・中学部)
3	1 6	金	小学校

平成28年度 児童生徒問題行動等調査結果について

1 暴力行為について

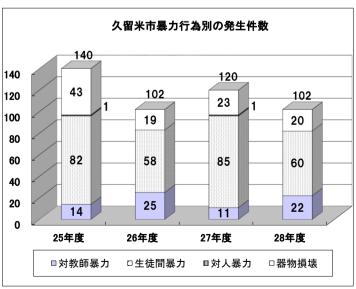
(1) 発生件数及び発生率 (1,000人あたりの発生件数)

		学校種	暴力行為 発生件数	合計	発生率	小中発生率	
	市	小学校	4	140	0. 2	5. 7	
	7	中学校	136	140	16. 6	0. 1	
H25	県	小学校	130	1, 244	0. 5	3. 1	
1120	K	中学校 1,		1, 244	8. 3	J. 1	
	国	小学校	10, 680	49, 724	1.6	5. 1	
	1	中学校	39, 044	45, 124	12.0	0. 1	
	市	小学校	6	102	0. 4	4. 2	
	7	中学校	96	102	11.8	4. 2	
H26	県	小学校	73	1, 013	0.3	2. 5	
1120	K	中学校	940	1, 013	6.6	2. 0	
	国	小学校	11, 283	45, 987	1. 7	4.7	
	1	中学校	34, 704	10, 501	10. 7	1. 1	
	市	小学校	16	120	1. 0	4. 9	
	113	中学校	104	120	12.8	1. 3	
Н27	県	小学校	139	867	0. 5	2. 1	
1121	215	中学校	728	007	5. 2	2. 1	
	国	小学校	16, 835	48, 713	2. 6	5. 1	
		中学校	31, 878	40, 110	10.0	0. 1	
	市	小学校	13	102	0.8	4. 2	
	114	中学校	89	102	11.5	1. 2	
H28	県	小学校	228	1, 057	0.8	2. 6	
1120	>IX	中学校	829	1, 001	6. 3	2.0	
	国	小学校	22, 246	51, 154	3. 5	5. 4	
	1	中学校	28, 908	01, 104	9. 2	5.4	



(2) 暴力行為状況別の発生件数

		対教師 暴力	児童生徒 間暴力	対人 暴力	器物 損壊	合計
	市	14	82	1	43	140
H25	県	225	771	17	231	1, 244
	国	9, 046	27, 998	1, 187	11, 493	49, 724
	市	25	58	0	19	102
H26	県	190	644	27	152	1, 013
	玉	8, 191	26, 715	1, 125	9, 956	45, 987
	市	11	85	1	23	120
H27	県	142	558	25	142	867
	国	7, 665	30, 344	1, 100	9, 604	48, 713
	市	22	60	0	20	102
H28	県	170	691	14	182	1, 057
	国	7, 454	33, 735	1,077	9, 040	51, 306



※棒グラフ内の数字は件数。上部は合計

2 不登校児童生徒について

(1) 不登校児童生徒数及び割合(1,000人あたりの不登校児童生徒数)

		学校種	不登校数	合計	不登校児童 生徒の割合	小中 割合	15	1,000人あたりの不登校児童生徒数
	市	小学校	51	327	3. 1	13. 2		
	111	中学校	276	321	33. 6	15, 2		
H25	県	小学校	953	5, 005	3. 5	12. 4		
1125	炸	中学校	4, 052	5,005	30. 2	12. 4	14	
	王	小学校	23, 982	115, 784	3. 7	11.8		国 13.6
	E	中学校	91, 802	110, 104	28. 1	11.0		13.2
	市	小学校	41	282	2. 5	11. 5		13.2
	111	中学校	241	202	29. 5	11. 5	13	12.7
Н26	県	小学校	998	5, 072	3. 7	12. 6		12.6
1120	215	中学校	4, 074	0,012	30. 5	12.0		12.6
	国	小学校	25, 866	122, 902	4	12. 2		12.4 12.2 県
		中学校	97, 036	122, 002	30. 0	12. 2		
	市	小学校	41	277	2. 5	11. 3		11.8
	114	中学校	236	211	29. 1	11.0		11.5
H27	県	小学校	1093	5, 181	4. 0	12. 4		11.3
1121	211	中学校	4, 088	0, 101	28. 9	12. 4 11	11	
	国	小学校	27, 333	121, 881	4. 3	12. 7		<u> 久留米市</u> 10.7
		中学校	94, 548	121, 001	29. 5	12. 1		10.7
	市	小学校	33	259	2. 0	10. 7	10	
	1,14	中学校	226	200	29. 2	10. 1	וט	
H28	県	小学校	1076	5, 082	3. 9	12. 6		
1120	211	中学校	4, 006	0,002	30. 6	12.0		
	国	小学校	30, 175	129, 131	4. 7	13. 6	9	
		中学校	98, 956	120, 101	31. 4	20.0		25年度 26年度 27年度 28年度

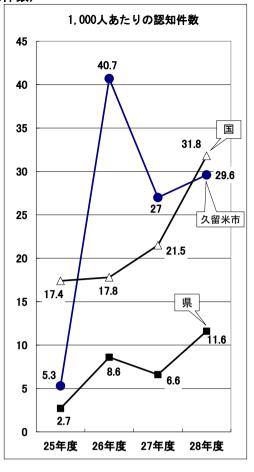
(2) 不登校の要因(%)

		市		ı.	Į.	E	Ē
	区分	·		-,-			
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
	いじめ	0.0	0.0	1.0	0.8	0.6	0.4
336	いじめを除く友人関係をめぐる問題	24. 2	42. 5	23. 5	32. 7	18.8	27. 5
学 校	教職員との関係をめぐる問題	6. 1	5. 3	5.8	3.8	4. 2	2. 3
に区	学業の不振	9. 1	21. 2	16. 4	23. 5	14. 0	21. 4
に係る状況	進路にかかる不安	0.0	9. 3	2. 0	8.3	1. 1	5. 0
大 況	クラブ活動、部活動への不適応	0.0	4. 0	0.3	3.6	0.3	2. 9
	学校のきまり等をめぐる問題	3. 0	4. 4	3. 9	9. 4	2. 1	4. 2
	入学、転編入学、進級時の不適応	6. 1	4. 4	9. 4	10. 4	4. 1	6. 5
家庭に係	る状況	63. 6	30. 1	59. 2	35. 9	53. 3	29. 2
本	「学校における人間関係」に課題を抱えている	18. 2	27. 4	14. 7	19. 0	13. 2	17. 9
	「あそび・非行」の傾向がある	3. 0	7. 1	0.6	9.1	0.9	6. 2
に係	「無気力」の傾向がある	30. 3	27. 9	33. 4	32. 3	28. 9	31. 2
人に係る状	「不安」の傾向がある	36. 4	25. 2	29.8	25. 0	34. 0	30. 1
況	「その他」	12. 1	12. 4	21.6	14.6	23. 1	14. 7

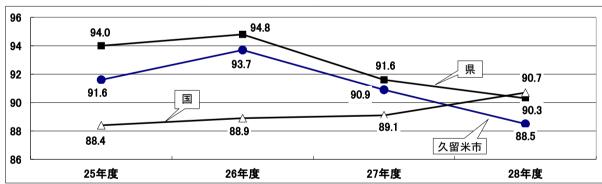
3 いじめについて

(1) いじめ認知件数及び認知率 (1,000人あたりの認知件数)

学校種 認知 件数 合計 配列率 市 小学校 中学校 67 64 131 7.8 H25 県 小学校 中学校 546 563 1,109 4.2	合計 5.3 2.7	
中 中学校 64 7.8 小学校 546 1.109 2.0	2. 7	
中学校 64 7.8 H25 県 小学校 546 1.109 2.0	2. 7	
H25 追 1 100		
中学校 563 1,109 4.2		
国 小学校 117,688 171,334 17.9	17 /	
中学校 53,646 171,334 16.4	17. 4	
市 小学校 933 999 56.9	40. 7	
中学校 66 999 8.1	40. 7	
H26 県 小学校 2,594 3,462 9.6	0.6	
中学校 868 3,402 6.5	8.6	
国 小学校 121,635 172,835 18.8	17.8	
中学校 51,200 172,835 15.8		
市 小学校 538 659 33.0	27. 0	
中学校 121 059 14.9	21.0	
H27 県 小学校 1,775 2,663 6.5	6.6	
中学校 888 2,003 6.7	0.0	
国 小学校 150,038 207,070 23.3	21. 5	
中学校 57,032 207,070 17.8	21. 5	
市 小学校 591 716 35.9	29. 6	
中学校 125 16.1	29.0	
H28 県 小学校 3,231 4,698 11.8	11.6	
中学校 1,467 4,098 11.2	11.0	
国 小学校 234, 333 302, 624 36.8	21 0	
中学校 68, 291 21.7	31.8	



(2) いじめの解消率(認知件数に対する解消件数の割合)の推移(%)



(3) いじめの態様別の割合(%)

区分		市		県		国	
		中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	49. 2	41. 3	66. 3	65. 0	61.6	65. 7	
仲間はずれ、集団による無視をされる	13. 3	7. 0	13. 3	11. 9	15. 6	13. 9	
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	19. 5	14. 5	25. 3	20. 9	24. 0	15. 4	
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	3. 7	19. 2	5. 1	10. 3	6. 9	4.8	
金品をたかられる	0. 9	1. 2	1.3	2. 1	1.5	1. 2	
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	5. 3	6. 4	5. 2	4. 5	6. 3	5. 8	
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	2. 1	3. 5	6.6	8. 0	7. 6	6. 3	
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる	0. 7	1. 2	1.4	9.8	1. 1	7. 8	
その他	5. 3	5.8	6. 9	5. 0	4.6	3. 5	

※ いじめ認知件数に対する割合で複数回答可

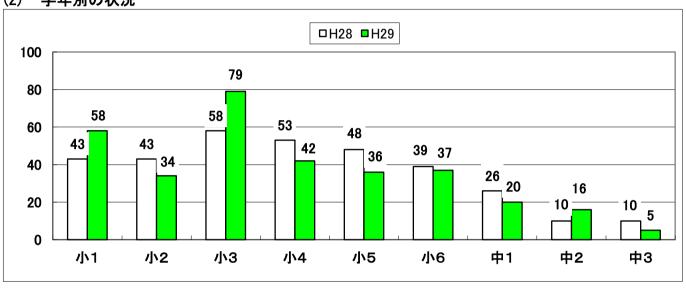
平成29年度いじめ問題対応強化月間の取組結果について

1 強化月間(平成29年10月)の取組で「いじめ」と認知した新規件数

(1) 総括表

	28年度	29年度	増減
小学校	284	286	2
中学校	46	41	A 5
合計	330	327	A 3

(2) 学年別の状況



2 いじめの態様について(複数回答)

The state of the s		
区分	小学校	中学校
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	177	24
仲間はずれ、集団による無視をされる	38	4
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	81	5
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	18	1
金品をたかられる	3	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	17	5
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	11	8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる	2	3
その他	20	1
計	367	51

3 認知件数の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(1)	H27	H28	H29(2)
小学校	24	15	10	12	6	65	67	933	538	591	613
中学校	23	11	17	24	27	46	64	66	121	125	121
合計	47	26	27	37	33	111	131	999	659	716	734

⁽¹⁾ H26は再調査結果 (再調査前94件)

⁽²⁾ H29は10月までの数値

定例教育委員会資料 平成29年11月20日 教育部学校教育課

平成29年度講道館杯全日本柔道体重別選手権大会の成績報告について

1 概要

平成29年度講道館杯全日本柔道体重別選手権大会の女子78kg超級において、 南筑高等学校スポーツキャリアクラス2年の素根輝(そね あきら)選手が準 優勝という輝かしい成績を収めました。

2 大会概要

名称 : 平成29年度講道館杯全日本柔道体重別選手権大会

主催: 公益財団法人全日本柔道連盟会場: 千葉ポートアリーナ (千葉市)

3 日程

平成29年11月11日(土)~12日(日)

- 1 1 日 (土) 男子 6 0 kg 級・ 6 6 kg 級・ 7 3 kg 級・ 8 1 kg 級 女子 7 0 kg 級・ 7 8 kg 級・ 7 8 kg 超級
- 12日(日) 男子90kg 級・100kg 級・100kg 超級 女子48kg 級・52kg 級・57kg 級・63kg 級

4 成績

女子78kg超級 準優勝

5 今後の出場予定

平成29年12月2日(土)~3日(日) グランドスラム東京2017 東京体育館(東京都渋谷区)